

評価対象			
事務事業名	赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 2団体 (区民の発意でまちづくりに関して自主的に考える団体として区に登録している団体) まちづくりコンサルタント派遣：3件 (まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。) まちづくり活動助成：1件 (まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。)
根拠法令等	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	人にやさしい良質な都市空間及び居住環境の維持及び、創造に資することを目的として「港区定住まちづくり条例」を全部改正し、住民発意のまちづくりについて規定を定めました。あわせて、住民のまちづくり活動を資金的に支援するため「まちづくり活動助成要綱」を活用しながら、地域のまちづくり活動を支援してきました。赤坂地区については、登録団体が2団体あります。青山地域では、青山通りまちづくりガイドラインを活用し、まちづくり活動を行っています。また、赤坂地域では、住民発意の「赤坂まちづくり構想」策定に向け、令和元年度は基礎調査などを行っています。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) まちづくりの自主的な活動は、2団体あり、まちづくりについての関心は高いですが、事業の認知度はまだまだ低い状況です。 住民がより積極的にまちづくりに関わっていくためには、事業を継続し、まちづくりに対して関心を高めることが必要です。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	12	4	33.3%
平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	14	3	21.4%	
令和元年度	2	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	7	—	—	

指標から見た事業の成果
 まちづくり活動を行う団体は、青山地域に1団体、赤坂地域に1団体の登録があります。赤坂地域の活動団体は、毎月定例会を開催し、まちづくりルールなどについて検討しています。また、団体の定例会にコンサルタントを招き、アドバイスをいただいています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として活用されています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	523	100%	523	0	0	0	0	0	0	523	230	44%
平成30年度	523	100%	523	0	0	0	0	0	0	523	180	34%
令和元年度	5,730	100%	5,730	0	0	0	—	—	—	5,730	—	—

事業費から見た事業の状況
 青山地域の活動団体は、総会を開催し、ガイドラインの活用方法や地域の開発状況等の情報を共有するなどの活動をしています。費用は発生していません。赤坂地域の活動団体は、地域での開発等事業者に対し、まちづくりビジョン等の説明を行う等コンサルタント派遣及び活動助成を活用し、活動しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) まちづくりに関する相談は随時受け付けています。また、コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付、区民のまちづくり活動に支障がないように実施しています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

赤坂地区総合支所管内の赤坂地域及び青山地域は、まちづくりについての関心が高く、各地域に一つずつ協議会等が設置され、活動助成及びコンサルタント派遣事業を積極的に活用しています。一方、事業の認知度は、まだ十分とは言えず、引き続き周知が必要です。赤坂地域では、将来の赤坂地域のまちづくりに向けて、住民発意によるまちづくり構想策定の検討会を開催するなど、引き続き機会を捉えて、支援を行う必要があります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要	
事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。 安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者
事業の概要	放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。 ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務
根拠法令等	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	放置自転車の問題が顕在化してきたため、平成12年に港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び施行規則を制定し、自転車等駐輪場の整備や放置禁止区域の設定、放置自転車の撤去などの総合的な取組を開始いたしました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 他の自治体(区)でも同様の事業を実施しています。 同様の事業は、民間事業者はほとんど実施されていません。 事業実施について、管内の駅周辺には民間駐輪場が少なく、あっても利用料金が高く、利用率が低いため、公益性は十分にあります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数（警告札）			指標3	撤去台数（自転車、原付）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	400	424	106.0%	平成29年度	25,000	22,580	90.3%	平成29年度	1,000	864	86.4%
平成30年度	400	465	116.3%	平成30年度	20,000	25,233	126.2%	平成30年度	900	894	99.3%	
令和元年度	400	—	—	令和元年度	25,000	—	—	令和元年度	900	—	—	
指標から見た事業の成果	放置禁止区域外に違法駐輪が増加したため、放置禁止区域の拡大を実施し、違法駐輪の対象となる駅前放置台数は増加しました。また、警告札の貼付枚数は増加するとともに、放置されている自転車の撤去台数も増加しました。放置禁止区域を拡大し、違法駐輪がしにくい状況です。地域住民及び警察と協働し、啓発活動を実施しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 貼付枚数及び撤去台数は、増加しましたが、放置禁止区域が設定されている区域は駅前放置台数は少なく、自転車利用者のマナーの向上と安全・安心な街づくりに寄与していると考えます。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	2,174	0%	0	0	0	2,174	0	0	2,174	528	24%	
平成30年度	41,535	0%	0	0	0	41,535	0	0	41,535	32,040	77%	
令和元年度	35,928	0%	0	0	0	35,928	—	—	35,928	—	—	
事業費から見た事業の状況	平成30年度から支援部が行っていた放置自転車に関する巡回指導等の委託事業が支所に移管され、費用が増加しましたが、赤坂地区の支所機能としての放置自転車対策の取組の強化が図られています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 事業費の予算が支所に移管され、よりは先見性を持って計画的に実施されています。放置された自転車が撤去され、安全で快適な歩行空間が確保されているため、経費に見合った効果が現れています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐車場設置に向けた業務を今後も継続して行う必要があります。

駐輪設備が整備されている区域は放置台数も減少しており、今後も未整備の区域への駐輪設備の整備を中心に、引き続き事業を実施する必要があります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	赤坂地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置し、又は撤去する、町会又は自治会に対し、補助金を交付することにより、防犯灯の整備を促進し、区民の生活環境を守ることを目的とする。(要綱第1条)
事業の対象	防犯灯工事について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、防犯灯に広告物(町会名等は除く。)が掲示又は記入されているものは対象としない。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置し、又は撤去する、町会又は自治会(以下「町会等」という。)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会等が設置し、又は撤去する、防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名等は除く)が掲示又は記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工事数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱(S47. 3. 746港建管発第22号)

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価																	
開始当時の背景・これまでの経緯	私道は、一般交通に供しています。これらの私道の照度を確保し、夜間の安全性を向上させるため、防犯灯の設置及び撤去に要する費用を補助金として交付する事業を開始しました。この事業により設置が進み、現在は老朽化による建替え(撤去・設置)が申請の大部分を占めており、件数は多くありませんが、生活環境の確保に貢献している重要な事業です。																
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> <tr> <td>評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>①事業継続の必要性</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い	評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎			①事業継続の必要性	◎		
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い														
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎																
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎																
①事業継続の必要性	◎																
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 防犯灯の老朽化による転倒の危険性や、夜間の照明確保など区民が安全・安心・快適に生活するうえで必要な事業です。																

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3				
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率	
	平成29年度	2	0	0.0%	平成29年度				平成29年度				
	平成30年度	2	1	50.0%	平成30年度				平成30年度				
	令和元年度	4	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果		平成29年度は、申請がありませんでしたが、平成30年度は、柱がサビで転倒の危険性がある独立防犯灯を建替えました。											
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性		◎											
②事業の効果性評価の理由		(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)申請に基づく事業のため、実績がない年度もありましたが、私道の安全・安心の確保につながる効果のある事業です。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	852	0%	0	0	0	852	0	0	852	0	0%
	平成30年度	895	0%	0	0	0	895	0	0	895	819	92%	
	令和元年度	473	0%	0	0	0	473	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況		毎年、2件程度の申請を想定し予算要求を行っています。平成29年度は申請はありませんでした。平成30年度は、1件の申請があり、私道の安全・安心の確保につながっています。											
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性		◎											
③事業の効率性評価の理由		(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)私道の道路照明ですが、一般交通に供しているため、補助金を支出することは適正と考えられます。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

町会や自治会から防犯灯の設置、又は撤去の要望も多く、区民の安全・安心の確保のためにも本事業は今後も継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、幹の太さや面積が一定以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行） 「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	都市化の進展に伴い、樹林地やゆかりある樹木の減少が進んでいました。樹木・樹林等の管理に要する所有者の負担を軽減することで、樹木・樹林等の減少を防ぎ、緑の保全と、まちなみ景観の形成を進めることとしました。区内全域で指定は進展し、近年では、指定件数は概ね維持されていますが、指定本数は微減の傾向にあります。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	保護樹木・樹林指定件数			指標2	保護樹木指定本数(本)			指標3	保護樹林指定面積(m ²)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	30	30	100.0%	平成29年度	89	89	100.0%	平成29年度	31,128	31,128	100.0%
平成30年度	30	31	103.3%	平成30年度	89	95	106.7%	平成30年度	31,128	31,128	100.0%	
令和元年度	31	—	—	令和元年度	95	—	—	令和元年度	31,128	—	—	

指標から見た事業の成果 指定件数及び保護樹木の指定本数は、増加し、地区内の保護樹木・樹林の減少を防ぐとともに、指定された樹林・樹木の保護に寄与しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区が補助金事業を継続することで樹木・樹林等の継続的な維持管理が可能になるとともに、制度を理解していただくことで効果的な緑化事業が進められています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	874	100%	874	0	0	0	0	0	874	813
平成30年度	874	100%	874	0	0	0	33	0	907	875	96%	
令和元年度	909	100%	909	0	0	0	0	0	909	—	—	

事業費から見た事業の状況 年度ごとの予算現額及び決算額の増減が少ないことから、地区内の保護樹木の減少を防いでいると考えるため、指定された樹木の保護に寄与しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 保護樹木・樹林を保全するための指定及び補助金の交付は、緑の潤いと安らぎのある生活環境を確保するために有効です。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

保護樹木・樹林等は、所有者が樹木・樹林等を維持するために経費が掛かり、所有者の申出により、指定の解除が可能であるため、開発事業や建物改築などの際に指定解除の可能性がります。
区におけるみどりの保全及び創出を進めるためには、次年度も実施していくべきものです。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	園芸講座参加者数			指標2	—			指標3	—		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	30	17	56.7%	平成29年度	—	—	—	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	60	42	70.0%	平成30年度	—	—	—	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	60	—	—	令和元年度	—	—	—	令和元年度	—	—	—
指標から見た事業の成果	環境保全・地球温暖化の視点から緑化普及啓発の重要性は従来より高まっており、平成29年度から30年度にかけて回数を増やした結果、参加人数も増加しました。園芸講座を通じて緑化への関心につながっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 敬老及び誕生鉢植の配布は、廃止し、園芸講座の回数を増やし、区民ニーズに応えるため、開催回毎に内容を変更するなど実施したことで、参加人数が増加しています。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	725	96%	695	0	0	30	0	0	725	724	100%
	平成30年度	250	76%	190	0	0	60	0	0	250	212	85%
	令和元年度	254	76%	194	0	0	60	—	—	254	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた敬老鉢植え配布及び誕生鉢植え配布を廃止したことで、予算現額及び決算額は削減されています。 事業の内容を工夫し、予算額を抑えています。予算額を抑えることで区民の参加費も安価なものになっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 講座への参加者が増えていることから、区民の緑化普及に対する啓発事業として成果をあげています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	園芸講座は、緑への興味のある方や、関心のある方が参加していて、その都度、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。 今後は、緑化知識取得の場として充実させ、区民一人ひとりの緑化への意識を醸成しながら、園芸講座に親子で一緒に体験する講座を取り入れるなど、より一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。 また、公園等指定管理者が行っている自主事業で類似の事業を行っているため、将来的には、事業の改善等を図りたいと考えています。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	